

# 世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2014.5.5,15 No. 196 連絡先 FAX 042-555-1911



## 5月9日から16日までの8日間 米軍横田基地でサムライ即応監査 (SR I)

防衛省(北関東防衛局)から周辺自治体へ、上記の演習を行うとの情報提供がありました。演習に伴う航空機の運用予定はなく、5月12日(月)及び5月15日(木)において、PASの使用(英語のアナウンス及びサイレン) 予定あり、基本的には昼間に使用予定、です。右の写真は、3月3日(月)から3月7日(金)までの5日間、24時間体制で行われたサムライ即応監査演習です。



## E-8C ジョイントスターズ (地上目標監視機) が横田基地に飛来

4月28日、E-8C(J-STARS)地上目標監視機が飛来。J-STARS は Joint-Surveillance Target Attack Radar System の略で、直訳すると 統合搜索目標攻撃レーダーシステムとなります。ジョージア州ロビンズ空軍基地所属で、現在、米軍嘉手納基地にいます。



## 沿岸警備隊のHC-130H 4月28日に着陸

ウィキペディアによると米沿岸警備隊(USCG)は、国土安全保障省に所属し、人員は約42,000名。陸・海・空・海兵隊に次ぐ5番目の軍隊。横田に米沿岸警備隊極東支部があるそうです。



## 米韓合同演習「マックスサンダー」終了

米軍と韓国軍は、4月11日から4月25日まで、韓国の光州基地を中心に第12回「マックス・サンダー」共同演習を実施しました。演習ではドッグ・ファイト(格闘戦、巴戦)や緊急発進、近接航空支援、2カ国の軍隊による統合運用などのテーマで訓練が実施。横田基地のC-130も参加したということで米軍横田基地のホームページに掲載。



この演習に、米海軍第132電子攻撃飛行隊が参加しています。EA-18G グラウラーを装備する部隊で、2014年3月から6カ月の予定で三沢基地に派遣されています。また、F/A-18Cを装備する米海兵隊の戦闘攻撃飛行隊も、演習参加のため岩国基地から光州基地へ展開したそうです。

## 井の頭公園 三多摩メーデー

5月1日、雨はやみ、メーデー日和。4000人が参加しました。横田基地の撤去を求める会は9時に集合し、開会までの1時間、オスプレイ NO!の署名活動をしました。5月3日、日比谷公園でも数人で署名活動しました。

(メーデー写真:あきる野9条の会ブログより)



## 陸上自衛隊朝霞駐屯地で ヤマサクラ67演習が開始か (No. 196 の裏面)

陸上自衛隊東部方面隊広報紙「あづま」平成26年4月25日号の記事によれば、3月25日より陸上自衛隊朝霞駐屯地で日米共同方面隊指揮所演習（YS-67）の開始を告げたようです。

話は変わります。「米陸軍第1軍団長との懇談」が、ホームページで紹介されていました。

「去る4月24日（木）、私は市ヶ谷駐屯地において、米陸軍第1軍団長ランザ中将与懇談を行い、今回のオバマ米大統領の訪日を契機とし、陸軍種レベルにおいてもこれまで以上に、あらゆる機会を捉えて日米共同を実現させ、その成功に寄与できるよう努力することで一致しました。特に、日米共同方面隊指揮所演習（YS）をはじめとする各種訓練において、日米相互が今後更なる連携強化を図ってゆくことで認識を共有しました。」（陸上幕僚長）

かつて、「ヤマサクラ61」のシナリオが判明、その内容に驚かされましたが、日米共同方面隊指揮所演習（YS-67）は、どのような内容なのでしょう。国民に明らかにしてほしい。

### 内藤功さんの「青空ミニ講座」 前号に続き、抜粋・要約してのお知らせ

■2013年12月17日、国家安全保障戦略・防衛計画大綱・中期防衛力整備計画が閣議決定。

「戦略」「大綱」は、2014年度から10年間の計画。「中期防」は、2014年度から5年間の計画。「中期防」には「弾道ミサイル攻撃への対応」の記述があるが、「米本土への」弾道ミサイル攻撃への対応。青森・車力や京都・経ヶ岬（計画中）のXバンドレーダーはこれに連動。

■「大綱」「中期防」は、自衛隊が、海兵隊的な進攻能力をもつことを前面に押し出している。同時に、敵基地攻撃能力を持つことを指向している。横田基地の「航空戦術教導団」の新編は、敵基地攻撃作戦を遂行できるよう、各分野の課題を検証し、新規に導入すべき装備体系の構築も含め、攻撃能力の研究に着手するためである。（敵基地攻撃の作戦構想などかなり略）

■自衛隊が、米軍と同様の海外派兵の軍隊、外国攻撃の軍隊へ、大改造・変質される。

こうした事態に対しては、主権者国民の自覚をもって、日本国憲法前文と第9条の精神を貫いて、堂々と意思を表明することである。第2次大戦の惨禍にたつて、被害および加害を、再び繰り返さない。この反省のうえに憲法は制定された。（写真：内藤功氏の本）

■その憲法を武器に闘うことが、横田の闘いにとって大事。

1950年代の砂川闘争は、米軍の大型爆撃機の滑走路拡張のための土地取り上げを許さない闘い。1959年3月、東京地裁伊達秋雄裁判長は、基地に入ったとして起訴された7人を無罪とした。米軍駐留を許す政府の行為は憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないよう決意する」との精神に違反する、日本政府が米軍に「施設区域を提供し、駐留費用を負担し、その他の協力をしている」行為は、「戦力の保持」に該当し、憲法9条2項に違反する、と判決した。

これは日本国民の平和の闘いが勝ち取った大きな成果。横田の闘争が引き継ぐべき宝である。

■横田座り込みは、6年目を迎えた。雪にも雨にも屈せず基地撤去の日まで続けられている。憲法前文に定める平和のうちに生存する権利、第21条の集会・言論の自由、第16条の請願権など、主権者としての当然の基本的人権を行使する、正当な行動である。

多くの日本国民は、憲法9条・前文を根拠に、自衛隊を海外派兵の軍隊にしないように願い、闘ってきた。その願いに沿った枠組みさえも乱暴にくつがえそうとする安倍政権の、憲法破壊、解釈改憲、自衛権解釈の変更を絶対許すことはできない。横田基地撤去の闘いと一体に闘おう。

